町内に「ＡＥＤ（自動体外式除細動器）」を設置しました

令和6年6月より、AED（自動体外式除細動器）を町内3箇所（西町生活館、第2分団（鵜苫）詰所、第4分団（冬島）詰所）に設置しました。

AEDとは、心臓に電気ショックが有効な状態（心室細動）なのか、そうでないかを自動的に判断して必要な時にだけ電気ショックを行う指示を与えてくれる医療機器です。

2004年7月より、一般市民の方もAEDを使うことができるようになり、救急車が到着する前に使用することで救命率の向上が期待されています。

最近では、全国各地で一般市民の方がAEDを使用して救命した事例も増えてきておりますので、緊急を要する際には1分1秒でも早いAED使用のご協力をよろしくお願いいたします。

※AEDは、許可不要でどなたでも使用できますが、使用した際は消防までご連絡をお願いいたします。

【 西町生活館（玄関ホール内） 】

【 第2分団（鵜苫）詰所 】

【 第4分団（冬島）詰所 】

◆問い合わせ◆

日高東部消防組合様似支署
TEL 0146-36-2028　FAX 0146-36-4991